

令和3年度 公共下水道事業

井田川・能褒野ほか1 処理分区中継ポンプ設置工事（その1）

[特記仕様書]

－ 目 次 －

第1章	総 則
第2章	汚水ポンプ仕様
第3章	弁 類
第4章	吐出管・サポート類
第5章	電 気 設 備
第6章	据 付 工 事
第7章	使用機器メーカー指定
別紙、	ポンプ運転制御方案

第 1 章 総 則

1. 概 要

本工事は、亀山市に設置するマンホールポンプ設備、電気設備の製作、据付工事について記したものである。

2. 準拠規定

受注者は、下記規定及びその関係法規に準拠して施工しなければならない。但し、本仕様書と重複する事項で相違する場合及び記載なき場合は、双方協議の上決定するものとする。

- 1) 日本工業規格
- 2) 日本電気工業会標準規格
- 3) 電気規格調査会標準規格
- 4) 電気設備技術基準
- 5) 中部電力電気供給規程及び内線規定
- 6) 労働安全衛生規格
- 7) その他関係法規

3. 設備概要

- 1) ポンプ設備（付属品、配管工事含む）
- 2) 電気機器設備（付属品、動力、操作配線工事含む）

4. 施工範囲

本設備の施工範囲は、設計・製作・工場試験・輸送・据付及び試運転を含むものとする。また、受注者は本仕様書及び図面に示していないもので、製作設置操作上欠くことのできない軽易な材料部品は調達しなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

5. 材 料

材料は、本仕様書 2 の規定に基づき精選吟味し、部品間の関連性があり安全且つ強靱なもので、耐久性のあるものを調達しなければならない。

6. 荷造輸送

各機器の荷造は厳重に施し、輸送途上及び格納中に損傷、発錆及び吸湿等のないようにすること。なお、現地搬入に関しては予め監督員と打合せの上、輸送計画を立てること。

7. 機械取扱指導

本工事の機器類の取扱操作方法、施設運転、保守管理に当たって支障のないよう受注者の負担において管理要員の指導を行うこと。

8. 試運転及び検査

(1) ポンプ

J I Sに基づき揚程、吐出量、回転数、ポンプ効率、運転状態の試験並びに水圧の検査を行うものとする。

(2) 弁類

水圧試験等を行うものとする。

(3) 電気機器

J I S、J E C、J E Mその他関係規定に基づき特性試験、絶縁試験、操作試験等を行うものとする。

(4) 現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

- ・ 機器据付外観検査
- ・ 配管工事検査
- ・ 配線工事検査
- ・ 機器試運転及び調整
- ・ その他

9. 提出書類

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は速やかに承諾図を提出し、監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

(2) 工事写真

受注者は、監督員の指示に従い施工前、施工後の状況が対照できるように、工事過程を原則としてカラーフィルムで撮影しなければならない。また、工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように撮影しなければならない。

受注者は、工事完成後撮影した写真をアルバムに整理し、監督員に提出しなければならない。

(3) 完成図書

工事完了後、受注者は速やかに完成図書を提出すること。

第 2 章 汚水ポンプ仕様

1. 水中汚水汚物ポンプ

(1) ポンプ諸元

処 理 分 区	井田川・能褒野	本町南部	
マ ン ホ ー ル 番 号	M202-2-1	M410-1-17-1-1	
数 量 (台)	2	2	
ポ ン プ 形 式	ボルテックス	ボルテックス	
口 径 (mm)	50	50	
吐 出 量 (m ³ /min)	0.16	0.16	
全 揚 程 (m)	4.1	9.9	
同 期 回 転 数 (min ⁻¹)	1,800		
電 動 機 形 式	乾 式 水 中 電 動 機		
出 力 (kW)	0.4	1.5	
電 圧 (V)	200	200	
周 波 数 (Hz)	60	60	
起 動 方 式	直入	直入	
保 護 装 置	温度	温 度 上 昇 停 止	
ケーブル延長	20m	20m	

(2) 附属品

防水ケーブル	1 式
着脱装置	1 式
基礎ボルト (SUS)	1 式
ガイドパイプ	1 式
ガイドサポート固定金具	1 式
ポンプ吊上げ用チェーン	1 式
その他必要なもの	1 式

(3) 構造

- 1) ポンプは性能の安定したもので、使用流量範囲において電動機が過負荷にならないものとする。また、マンホールポンプの羽根車形状は、固形物の詰まりにくい「ボルテックス」(異物通過粒径＝口径の100%)構造とする。
- 2) ポンプケーシングは、良質の鋳鉄製で、鋳肌が滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐蝕を考慮した肉厚のものとする。

- 3) ポンプ羽根車は良質強靱なるステンレス鋳鋼製とし、バランスのとれた安定した性能を発揮するものとする。
- 4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼製とし、動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。
- 5) 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。
- 6) 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、モーターへの浸水を防止する。
- 7) ポンプの吸込口はスカム対策構造とし、ポンプケーシング吸込口に、吸込ノズルを設けるものとする。

(4) 主要材料及び塗装

1) 主要材料

ケーシング	F C 2 0 0
電動機フレーム	F C 2 0 0
羽根車	S C S 1 3
主軸	S U S 4 0 3
吸込ノズル	S U S 3 0 4
着脱装置・吐出曲管	S C S 1 3
ガイドパイプ・サポート	S U S 3 0 4
同上マンホール固定金具	S U S 3 0 4
吊上チェーン	S U S 3 0 4

2) 塗 装 エポキシ樹脂塗装

(5) 性能試験及び検査

- 1) 性能試験及び検査は製造者が自主的に行うものとし、性能試験結果については試験成績表を3部提出すること。
- 2) ポンプ性能試験はJ I S - B 8 3 0 1又はJ I S - B 8 3 0 2に準拠すること。

2. ポンプ台版（予旋回槽）

(1) 仕 様

形 式	分割式予旋回槽
主 要 材 質	F R P樹脂
数 量	1基／機場
形 状 寸 法	マンホール径に適合するもの

(2) 構 造

ポンプの吸引流を利用して、浮遊物や沈殿物を巻き込んで排出させる構造とする。

- (3) 附属品 ボルト・ナット（ステンレス製） 各 1 式

第 3 章 弁 類

1. 汚水ポンプ用逆止弁

(1) 仕 様

形 式	ボール式逆止弁
口 径	ポンプ口径同様
フ ラ ン ジ	JIS 10K 適合
数 量	2 個／機場

(2) 構 造

- 1) 弁は閉鎖時の急激な水激圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとする。
- 2) 弁は開閉動作確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。

(3) 主要材料

弁 箱	SCS13
弁 体	ゴム／NBR

2. 汚水ポンプ用仕水弁

(1) 仕 様

形 式	ボール弁または外ネジ式手動仕切弁
口 径	ポンプ口径同様
フ ラ ン ジ	JIS 10K 適合
数 量	2 個／機場

(2) 構 造

- 1) 弁は閉鎖時の急激な水激圧に対して十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれるものとする。
- 2) 弁は開閉動作確実なもので、流水抵抗の極力少ないものとする。

(3) 主要材料

弁 箱	SCS13
弁 体	SUS304 または SCS13

第 4 章 吐出管・サポート類

1. 吐出主配管（マンホール内）

（1）仕 様

立上り管径	ポンプ径同様
集 合 管 径	設計図参照
材 質	SUS304 スケジュール20 小配管ネジ加工において肉厚の薄いものはスケジュール40
ボルト材質	SUS304
施 工 範 囲	汚水ポンプよりマンホール内側第1フランジまで

（2）構 造

- 1) 管種は配管用ステンレス鋼管とする。
- 2) 汚水ポンプと吐出管の接合部は分解の際に便利な構造であること。
- 3) 管継手はフランジ継手とし、規格はJIS10Kとする。また、接続用ボルトナットはステンレス製とし、良質ゴムパッキンを付属すること。
- 4) ポンプ起動時の空転防止として、逆止弁の下部より空気抜き用の小バルブ（逆止弁）を設けること。

2. サポートおよび流入バッフル

（1）仕 様

材 質	サポート	SUS304または同等品
	流入バッフル	SUS304または同等品
固定ボルト材質	SUS304	

（2）構 造

- 1) マンホール内の機器は、必要に応じてサポートにて固定するものとする。
- 2) サポート類は一般構造用ステンレス鋼とする。
- 3) 汚水の流入部には流入バッフルを設け、水面の波立ち防止、汚水中への気泡混入防止、および流入水が直接ポンプにかかるのを防止するものとする。
- 4) 流入バッフルの「外形寸法・取付寸法」は、財団法人下水道新技術推進機構「下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル」による。

（3）附属品

ボルト・ナット（ステンレス製）	各 1 式
-----------------	-------

第 5 章 電 気 設 備

1. 概 要

(1) 本設備は、マンホールポンプ場に電力会社等より下記に記載した内容を引込み、各機器への配線接続を行なうとともに、ポンプ盤等機器の製作、据付、試運転調整までを行なうものである。尚、電力会社等へ支払う工事費は別途とするが、工事の申請手間は本工事に含むものとする。

1) 三相三線式 AC 200V 60Hz

2) 単相二線式 AC 100V 60Hz

3) NTT 一般回線

(2) 停電時の対策として、発電電源と手動で切換えができるように、引込開閉器盤に電源切換用開閉器を設けるものとする。また、可搬式発電機との接続作業が迅速に行えるよう接続用コンセント付とし、雨天時に盤を閉鎖した状態で接続可能なものとする。

2. ポンプ制御盤

形 式	ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形
寸 法	設計図を参照し承諾図により決定
数 量	1面/機場
材 質・板 厚	SUS304 t=1.5mm 以上
塗 装 色	マンセル5 Y 7 / 1
運 転 方 式	単独交互運転 (故障時自動飛び越し回路付)
現 場 警 報	回転灯の点灯 (盤外部取り付け端子付)

主要盤面取付機器

1 個	×	電圧計	
2 個	×	電流計	
2 個	×	運転時間計	
2 個	×	切換スイッチ	設計図参照
1 組	×	集合表示灯	LED(設計図参照)
1 式	×	名称銘板、その他必要なもの	

主要盤内取付機器 (※印は別途計上品、組込結線のみとする)

1 式	×	配線用遮断器	
2 個	×	漏電遮断器	
2 個	×	電磁接触器	(インターロック付)
2 個	×	進相コンデンサ	
2 個	×	3要素保護継電器	
2 個	×	計器用変流器	
※1 組	×	水位計変換器、設定器類	
※1 台	×	非常通報装置	

	1 台	×	計装電源トランス
	1 式	×	表示灯電源
	1 式	×	補助継電器 (プラグイン, 動作表示付)
	1 式	×	時限継電器 (プラグイン, 動作表示付)
	1 式	×	避雷器、ヒューズ、スペースヒータ、換気ファン
			盤内照明、コンセント(100v)、端子台、その他必要なもの
附 属 品			盤取付金具 (ステンレス製)
そ の 他			盤内スペースは、将来用並列運転改造スペースを確保 ル-盤を基本とし、コントローラを使用する場合は、予備品として コントローラ (装置の100%) を納品すること。

3. 引込開閉器盤

形 式	ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形
寸 法	設計図を参照し承諾図により決定
数 量	1 面/機場
材 質・板 厚	SUS304 t=1.5mm 以上
塗 装 色	マンセル 5 Y 7 / 1

主要盤内取付機器

	1 個	×	配線用遮断器
	1 個	×	漏電遮断器
	2 組	×	電力量計 (取付スペース)
	1 個	×	取引用遮断器 (取付スペース)
	1 組	×	双投開閉器 (発電電源切換用)
	1 個	×	発電機用 3 P コンセント (盤面扉を閉めた状態で接続可能な構造とする)
	1 式	×	端子台、その他必要なもの
附 属 品			盤取付金具 (ステンレス製)

4. 電話保安器箱

形 式	ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形
寸 法	設計図を参照し承諾図により決定
数 量	1 面/機場
材 質・板 厚	SUS304
塗 装 色	マンセル 5 Y 7 / 1

	1 個	×	電話回線保安器
	1 式	×	その他必要なもの
附 属 品			盤装柱金具 (ステンレス製)

5. 投込式水位計

形 式	投込圧力式
数 量	1 組
電 源	AC 100V
出 力 信 号	DC 1～5V または DC 4～20mA
精 度	±1.0% FS（変換器との組合せ精度）
計 測 範 囲	打合せにより決定
検出部材質	S U S 3 1 6
構 成	
1 台	× 検出器
1 組	× 変換器、設定器
1 式	× 信号用アレスタ
1 式	× 専用ケーブル（ケーブル延長は各ポンプ仕様を参照）
1 式	× その他必要なもの

6. フロートスイッチ

形 式	転倒式
数 量	設計書による
電 源	AC・DC 24V
接 点 構 造	リードスイッチ
接 点	A接点（上向 ON，下向 OFF）
主要部材質	ケース：樹脂、重錘：F C
附 属 品	
1 式	× 専用ケーブル（ケーブル延長は各ポンプ仕様を参照）
1 式	× その他必要なもの

7. 非常通報装置

型 式	音声自動通報式（盤内収納形）
電 源 方 式	AC 100V または AC 200V
使 用 回 線	N T T一般回線
通 報 点 数	4 点 以上
通 報 先 数	3 箇所 以上
停 電	待機1時間以上で1回の通報動作が行なえること
録 音 内 容	打合せによる
呼 出 回 数	2 回以上
音声録音方式	L S I 合成
通 報 項 目	停電, 異常高水位, 1号故障, 2号故障

第 6 章 据 付 工 事

1. 機械設備工事

- (1) 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
- (2) 機器および附属部品の取り付けには、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管を前後等に設けて取り付けなければならない。
- (3) 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。
- (4) 配管工事は水平、垂直を確認し美観を損なわないようにして行うものとする。
- (5) ポンプ廻りの配管材料はステンレス鋼鋼管のフランジ加工品を使用し、ボルトナットパッキンで接合するものとする。
- (6) フランジ継手に用いるボルトおよびナットはステンレス製とし、ボルトの締め付けは片締めにならないように対角交互に締め付け、最後に増し締め確認を行うものとする。

2. 電気設備工事

(1) 電線及びケーブル

配線工事に使用する電線及びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、サイズを決定すること。また、これらの最小の太さ（専用ケーブル以外）は 2 mm^2 (1.6mm) 以上とする。

電力回路	6 0 0 V EM-CE
制御回路	EM-CEE (必要に応じEM-CEE-S)
計装回路	EM-CEE-S (必要に応じ専用ケーブル 又は光ケーブル)
接 地 線	EM-IE (撚線、緑色)
電話回路	FCPEV

(2) 電線管

電線管の地中埋設部は、マンホール土木工事にて施工済みの波付硬質ポリエチレン管を使用し、露出部は厚鋼電線管のポリエチレンライニング管を使用する。地中埋設部の波付硬質ポリエチレン管への接続は異種管継手を使用するものとする。

接地線用の電線保護管は、耐衝撃性硬質ビニル電線管を使用するものとする。

マンホールから制御盤への電気配管は、施工時において、湿気、臭気等の混入を防ぐため、プールボックス（ステンレス製）等を設けて電線管路の縁を切り、通気孔を設けること。

(3) 接地工事

第3種接地工事（ED）の極は、接地棒を使用し、接地抵抗値が規定値にならない場合は補助棒を追加すること。接地棒を使用する場合は、直径 10mm 以上、長さ 1,500mm 以上であること。

3. 塗装工事

- (1) 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
- (2) メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器、材料については特に指定してあるもの以外は機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回塗装を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員の指定を受けるものとする。

4. 試運転調整

- (1) 各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。
- (2) 試運転終了後、監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

第5節 引渡しおよび保証

- (1) 本工事の引渡しは、当検査員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
- (2) 本工事引渡し後の保証期間は、満2ケ年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

ポンプ運転制御方案

(1) 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位（HWL）になると、ポンプ 1 台が自動始動し送水する。
その後、水位が停止水位（LWL）まで低下すると（タイマ設定運転後）自動停止する。

(2) ポンプの運転方法

運転方法は単独交互運転または並列交互運転（交互追従運転）とする。

1) 単独交互運転；本設備

ポンプ 2 台の内 1 台が運転し、残り 1 台は待機する。運転中のポンプが停止水位に到達後、自動停止し、再び水位上昇により運転開始水位（HWL）に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰り返し交互運転する。

2) 並列交互運転；適用外（但し、将来並列交互運転の改造が可能なスペースを確保）

上記 1) 単独交互運転機能に加えて、水位が 1 台目運転開始（HWL 1）よりさらに上昇し、（HWL 2）に達した場合には、2 台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。

(3) 自動飛越し運転回路

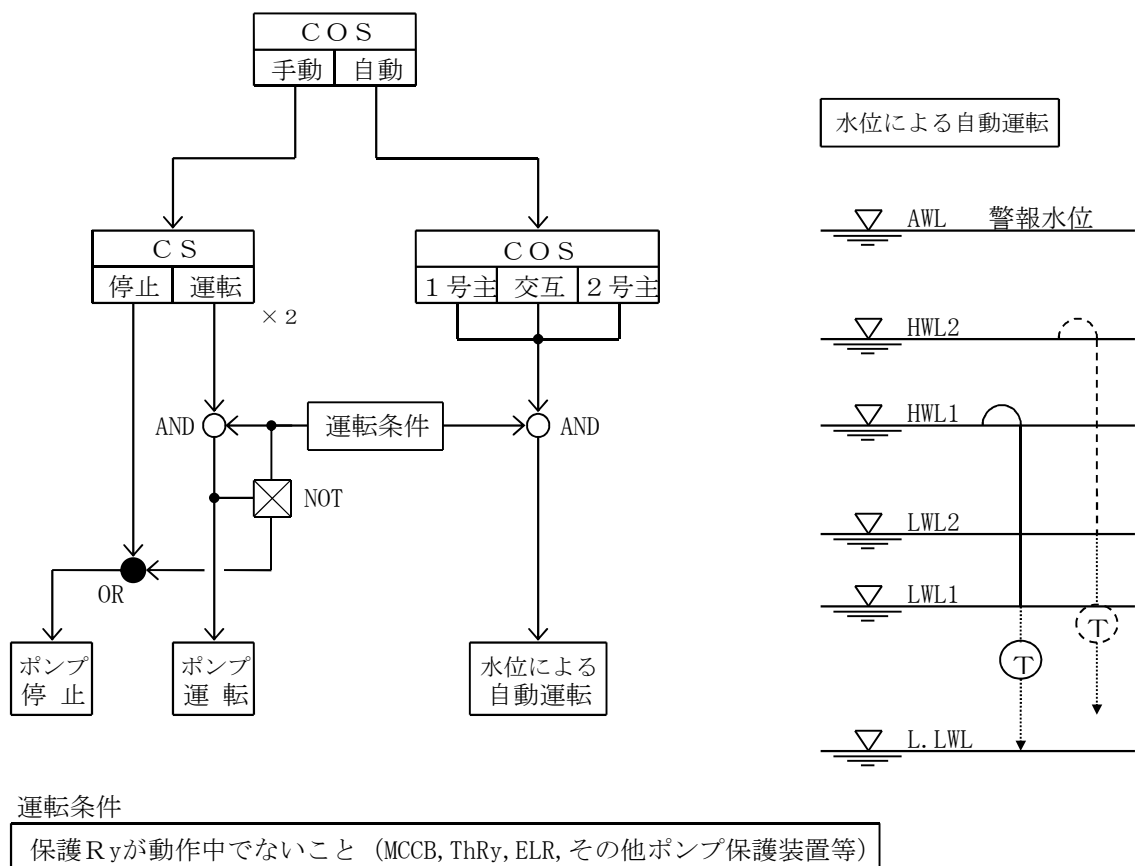
運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで 1 台のポンプで運転を継続する。

(4) 異常警報

異常発生時に自動通報装置または監視装置にて通報する。

警報項目（例）： 1 号ポンプ故障
2 号ポンプ故障
異常高水位
停電

(5) 操作ブロック図



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： 井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事（その3） 本町南部処理分区下水管渠布設工事（その1）	☒ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名（ 全工種 ） 施工時期及び施工時間（ 8：30 ～ 17：00 ） 施工方法（ ）
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☐ 余裕期間設定工事	☐ 発注者指定方式 本工事は、契約締結日から令和 年 月 日[着手日前日]までの余裕期間を設定する工事である。このため、本工事の着手日は令和 年 月 日とする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 ☐ 任意着手方式 本工事は、契約日から令和 年 月 日[着手期限前日]までの間に余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に余裕期間の期間内で着手日を決定して発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ）） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県
令和3年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☒ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☒ 積上げによる算出 配置人員数（3人）（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種（ 全工種 ）
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☒ その他（ ）	☒ その他（ 施工に関して事前に埋設物調査を実施し、施工機械等の接触による損傷事故を防止すること。 ）
	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議）
工事用道路関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ ） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 水替工（締切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別添図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離 L＝ km、 ☐ その他（ ） ）
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 産業廃棄物の種類 （ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ） ） ☐ 産業廃棄物の処分地 （ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ その他（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他（ ）	☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県
令和3年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☐ その他	☐ その他（ ）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☒ その他（基礎材 ））
		☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生産品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県
令和3年4月

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	☐ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。） で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（令和 2年 8月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定 ） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期 間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	☐ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☐ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において 規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内 に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請け に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県
令和3年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を受けた場合の措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☐ 工事実態調査	☐ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の設置	☐ 特例監理技術者の設置	☐ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県
令和3年4月

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に從事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

＜現場管理費＞

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。